

令和4年8月29日

愛知県不動産鑑定士協会 御中

名古屋家庭裁判所事務局総務課長 鈴木久智

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から家庭裁判所に深い御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

ところで、近年の家事調停事件は、少子高齢化、家族の在り方の変化等を反映して、当事者間の対立が深刻で解決が困難な事件が増えていることや、国民の価値観の多様化と権利意識の高揚を反映し、当事者の手続保障や手続の透明性の確保の社会的要請が高まっているところです。

当庁といたしましても、事件の処理態勢を強化し、適正、迅速な紛争の解決に取り組んでおりますが、家事調停事件を解決に導く主要な担い手である家事調停委員として紛争解決に有用な知識経験と複雑な人間関係を調整する能力を有する人材を確保することが喫緊の課題となっております。

つきましては、貴会に所属する会員の方々を含めて、家事調停事件の解決に有用な知識経験を有するの方々に対し、別添の説明書「令和5年4月期家事調停委員選考の申込みについて」及びパンフレット「明日の調停を築く」により、調停委員選考の御案内をしていただきたく、お願い申し上げます。あわせて、申込みの際は、別添の様式による履歴書及び申述書を別添の説明書記載の送付先に御提出いただくよう御案内ください。

なお、調停委員の任命は、その適性、意欲、登庁可能日数等を考慮し、最高裁判所が行いますので、お申込みいただいたとしても、必ず任命されるものではないことをお含みおきください。

敬 具

## 令和5年4月期家事調停委員選考の申込みについて

### 1 調停委員の職務内容等

別添パンフレットのとおりです。御興味のある方や御不明な点がある方は、別紙記載の連絡窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

### 2 求める候補者

- (1) 住所又は事務所が愛知県内であり、  
本庁（名古屋市中区三の丸一丁目7番1号）での勤務が可能な方 1人程度  
※ 通勤は、公共交通機関利用となります。
- (2) 年齢が40歳以上70歳未満であること（令和5年4月1日現在）。

### 3 提出書類

#### (1) 履歴書

別添の「履歴書」に所要事項を記載・押印の上、顔写真（縦40ミリ×横30ミリ、本人単身胸から上）を貼付してください。

#### (2) 申述書

別添の「申述書」に所要事項を記載の上、署名してください。

### 4 任命日及び申込締切日

- (1) 任命日：令和5年4月1日
- (2) 申込締切日：令和4年9月30日（金）必着  
（上記締切日以降に申込みをされたときは、任命期が令和5年10月以降となる場合があります。）

### 5 申込書類の提出

別紙記載の送付先へ郵送又は持参してください（郵送の場合は、宛名左側に「家事調停委員志望書類在中」と朱書してください。）。

なお、郵送をされる場合は、発送前に、別紙記載の連絡窓口まで御電話をいただきますようお願いいたします。

### 注意事項

民事調停委員及び家事調停委員規則第2条（別紙参照）に該当する方は任命することができません。

(別紙)

**【連絡窓口（送付先）】**

本庁での勤務が可能な方

名古屋家庭裁判所事務局総務課人事第一係

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-1

電話 052-223-0996 (ダイヤルイン)

**【民事調停委員及び家事調停委員規則第2条】**

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 4 弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、建築士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は社会保険労務士として除名、登録の抹消、業務の禁止、免許の取消し、登録の消除又は失格処分の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者
- 5 医師として医師法第7条第2項の規定により免許を取り消され、又は歯科医師として歯科医師法第7条第2項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者